

**「令和5・6年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書」
よくある質問について**

NO	申請区分			質問	回答
	建設工事(県内業者)	建設工事(県外業者)	測量コンサルタント等		
1	○	○	○	今回の申請では郵送による提出が可能とされているが、申請書及び資料一式を郵送することで支障ないか。	支障ありません。なお、郵送いただいた申請書等について、確認が必要な事項があれば、申請書送付先の土木管理課、各地方局建設部又は各土木事務所からご連絡させていただきます。また、審査終了後、受付票を郵送しますので、返信用封筒の添付をお願いします。
2	○	○	○	申請書作成・データの送付に関して以下ご教示いただきたい。 ①申請書を作成する際に、文字・数字の半角・全角、大文字・小文字の指定はあるのか。 ②申請書エクセルファイルをメールで送付する際に、行政書士の職印はどのように扱うのか。 ③複数の申請書エクセルファイル(例:建設工事と測量コンサルタント)を一通のメールで送付することは可能か。	①指定はありません。(フォントについても指定はありません。) ②申請書鑑の行政書士の職印については、申請書エクセルファイルを送付する際には、空白で支障ありません。 ③複数の申請書エクセルファイルを一通のメールに添付して送付することは可能です。
3	○	○	○	「愛媛県税納税証明書交付申請書」のうち、証明事項「1 納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明」欄にチェックする税目、年度(事業年度)の記載方法は。	「愛媛県税納税証明書交付申請書」作成については、証明事項「2 その他の証明」欄のうち、「県税等の未納がないことの証明」にチェックを入れて提出してください。 「1 納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明」欄にはチェック不要です。
4	○			「添付様式第2号 インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」について、自社証明とすることは可能か。	自社証明は不可です。 主催者(実施機関)である団体又は実施先の学校等の証明としてください。
5	○			申請書「30 主要取引金融機関名」欄のうち、記載の必要がない行の「普通」、「当座」欄にチェックを入れてしまったが、消すことができない。どのように対応すればよいか。	誤って入れてしまったチェックは、データ上及び印刷時は、そのまま残した状態で提出いただいて支障ありません。
6			○	申請書のうち、「測量等実績調書」、「技術者経歴書」について、「令和5・6年度国土交通省地方整備局等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書 様式④」等の県の様式に準じる任意様式で作成している場合でも、申請書エクセルファイルの様式に記載し、データを提出する必要があるのか。	当該調書については、任意様式等に替える場合は、申請書エクセルファイルの様式の該当部分への入力はありません。任意様式の紙媒体のみ提出をお願いします。
7	○			申請書「19 えひめジョブチャレンジU-15事業 受入事業所等への登録状況」欄の登録年月が分からない。どのように対応すればよいか。	下記メールアドレスにて「NPO法人ぶうしすてむ」までお問い合わせのうえ、登録年月を確認してください。 jcu15info@busystem.jp ※電話応対は行っておりませんので、必ず上記アドレスにお問い合わせください。
8		○	○ (県外)	年間委任状に押印は必要か。	必要です。 委任状は、任意様式とし、委任期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとしてください。 また、建設工事(県外業者)にあつては、一部委任をする際、委任する業種を明記するようになっています。
9	○			申請書「23 技術者・技能労働者の略歴」の生年月日を入力したが、技術者の年齢欄にエラーがでてしまう。	申請書Excelデータ(シート1)の申請日が正しく入力されているかご確認ください。
10	○	○	○	国税の未納がない旨の証明は電子証明でも支障ないか。	支障ありません。
11	○			23の欄について、有資格区分コード「703」「704」(レベル3(4)技能者)は、業種コードの記入が必要か。 また、業種コードの記入が必要だとした場合、何業種まで記入が可能か。	認定能力評価基準については、業種コードの記入が必要となります。(審査対象は2業種まで) 申請する際には、能力評価基準実施期間が発行する能力評価(レベル判定)結果通知書を添付するようにしてください。
12	○	○	○	入札参加資格申請書の1枚目「商号又は名称」欄に押印は必要か。	押印不要です。
13	○	○		申請するにあたって、事業者から行政書士への委任状は必要か。	委任状は必要となります。なお、行政書士会の登録番号を必ず記載のうえ、委任者が押印したものを提出してください。※受任者の押印は不要(詳細は提出要領をご確認ください。)
14	○			23の欄の講習受講欄は、法定講習(消防設備士等)を受講している場合に「1」を入れればよいのか。	講習受講欄は監理技術者講習の受講の有無を記載する箇所となりますので、ご注意ください。 国家資格の1級又は技術士法に基づく資格以外は、法定講習の受講の有無にかかわらず「2」を記載するようにしてください。